

広農政第171号

令和2年12月16日

広島県知事 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局農政課)



平成29～令和元年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

平成29～令和元年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経緯

本市では、鳥獣による農作物等の被害が年間を通じて市内全域で発生していることから、平成22年度から令和元年度までに侵入防止柵を約7.8km設置、箱わな249基を導入し、農作物の被害軽減を図っている。

また、カワウによるアユ等への水産物被害も太田川水系を中心に年間を通じて発生しており、花火等による追い払いや駆除によって被害軽減を図っている。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

本市の農作物被害の9割以上がイノシシ、シカによるものである。

イノシシとシカについては、侵入防止柵の設置により、設置地区では被害が減少するとともに、箱わなの積極的な導入や有害鳥獣駆除班の効率的な駆除活動等により捕獲頭数は増えており、一定の効果があつた。しかしながら、イノシシ、シカの生息頭数の増加や市街地周辺農地への被害地域拡大などによって、被害額及び被害面積は増加しており、目標未達成の主な原因となっている。

本市の水産物被害は、カワウによるものである。

被害防除対策の花火等による追い払い等については、カワウが慣れてしまい、取組の効果が薄れている。

また、市内河川に飛来して被害をもたらしている場所のほとんどが銃猟禁止区域であること等から、効果的な駆除活動が困難な状況である。

これらの状況から、カワウの生息数及び飛来数は増加しており、目標未達成となっている。

被害防止計画の達成状況に係る部分

被害防止計画
(被害の軽減目標)

施設の利用計画に係る部分

鳥獣被害防止施設

4 改善方策

駆除を中心とし、防除、環境整備と併せて鳥獣被害対策に総合的に取り組むため、以下の対策を実施する。

○特に注力し実施するもの

- ・新たな捕獲の担い手の確保による駆除班の体制強化を図る。
- ・イノシシやシカについては、箱わなの積極的な導入を行い、被害多発地域周辺における駆除の強化を図る。

○引き続き実施するもの

- ・単市事業により自治会や個々の農家が設置する電気柵、防護柵等の防除施設に対して補助を行う。
- ・講習会等により、地域住民が自ら総合的な鳥獣被害対策に取り組むことができるよう啓発活動を行う。
- ・野生鳥獣の誘因原因となる放置された果樹等の除去やゴミの適切な出し方の普及啓発を行う。
- ・里山林を間伐し、鳥獣が出没しにくい環境を整備する。
- ・シカ大型捕獲柵に ICT を導入し、捕獲効率の改善を図る。
- ・シカ大型捕獲柵を活用した捕獲の強化を図る。

○カワウ被害軽減のため実施するもの

- ・河川において、銃器に代わる捕獲方法を検討する。
- ・ねぐらに対して、ドローン等を用いたテープ張りを積極的に実施する。
- ・アユの被害が集中する期間において、駆除班による捕獲の強化を図る。

5 改善計画を実施するための推進体制

以下の関係機関と連携しながら、防除、駆除、環境整備の3手法により鳥獣被害対策を推進する。

- ・防除（鳥獣被害防止総合対策交付金事業、有害獣防除用施設設置事業、鳥獣プログラム 等）

広島県西部農林水産事務所（農村振興課）、広島市（農政課、水産課）、広島市鳥獣被害防止総合対策協議会、広島市地域農業再生協議会、各漁業協同組合、市民（自治会、個人）

- ・駆除（鳥獣被害防止総合対策交付金事業、駆除班駆除、個人駆除 等）

広島県西部農林水産事務所（農村振興課、林務第一課）、広島市（農林整備課）、広島市鳥獣被害防止総合対策協議会、広島市有害鳥獣駆除対策連絡会議、市民（駆除班、個人）

- ・環境整備（里山林整備事業、地域で取り組む有害鳥獣対策事業、耕作放棄地再生・利用事業 等）

広島県西部農林水産事務所（農村振興課、林務第一課）、広島市（農林整備課、農政課）、市民（自治会、個人）

環境整備の3手法により鳥獣被害対策を推進する。